

人権擁護委員法の一部を改正する法律案の概要

人権擁護委員の活動の一層の活性化を図るため、その委嘱の手續につき職務を行うのに必要な知識経験を有する人権擁護委員を確保するための特例を設ける等の所要の措置を講ずる。

法案の要点

人権擁護委員の地位関係

- 人権擁護委員が国家公務員としての実質を有すること等に鑑み、非常勤の国家公務員として位置付ける（国家公務員法適用排除規定を削除）。
- 国家公務員法の適用を受けることにより不要となる規定を削除

委嘱

- 人権委員会を設置に伴い、委嘱権者を人権委員会とする。
- 適任者確保のため、補充的に、市町村長の推薦によらないで、人権擁護委員として特に適任と認められる者に委嘱することができる旨の規定を置く。
- 人権擁護委員の推薦に当たっての団体構成員の要件を削除

表現の整理

- 用字・用語の表記を改める等、表現上の整理を行う。

経緯等

- 「人権擁護法案」（平成14年3月、政府提出）は、平成15年10月の衆議院解散に伴い廃案
- 同法案の中には人権擁護委員に関する規定が設けられていたが、今回は人権委員会設置法案に人権擁護委員に関する規定は設けず、人権擁護委員法の改正で対応